

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	南条おどり	なんじょうおどり		山県郡北広島町	昭28.10.20			この踊りは、所伝によると天正6年(1578)吉川元春が伯耆羽衣石城の南条元統を攻めた時、元統の踊り好きを利用して部下を踊り子に変装させ、奇襲して攻略したことに由来するとも、この戦で捕えた南条方の武士が、戦死者の菩提を葬うため踊った盆踊りを、警備の吉川方の武士が習い覚え、新庄に伝えたともいう。この踊りには入端と出端があり、十二度の歌詞を伴う虫送り(むしおくりおどり)で、実盛人形が出るのもそのためである。古くは、7月13日に神社の境内で虫送りの行事を行ったあと踊られており、陣笠に火事羽織を着用して勇ましく踊るものである。		
県	無形民俗文化財	神楽—神降し、八岐の大蛇、天の岩戸—	かぐら—かみおろし、やまたのおろち、あまのいわと—		山県郡北広島町	昭29.4.23			10月の有田八幡神社祭りに奉納されるこの神楽は、同町壬生の神職井上氏が、文化年間(1804~1817年)に石見から伝えたとされ、六拍子風のテンポの緩い古雅な舞である。伝来当初は四十数舞が演ぜられたというが、現在は十数舞が舞われている。この神楽の舞人および楽人は、すべて有田八幡神社の氏子で、神楽団員になることは名誉と考えられているため、日頃から言動を慎み演技の習練もよく行われている。		
県	無形民俗文化財	神楽—神降し—	かぐら—かみおろし—		安芸高田市美土里町	昭29.4.23			この舞は、毎年秋に桑田八幡神社で舞われている。地方によっては塩祓・潮祓・四方祓などとも言われ、神楽を奉納するにあたり、神楽殿を祓い清め、天神地祇(てんしんちぎ)の降臨を願う舞いにある。舞は二段からなり、第一は祓の舞、第二は降神の舞で、舞子は面をつけず、直垂(ひたたれ)を着て手に幣(へい)と扇子を持って荘重に舞う。		
県	無形民俗文化財	神楽—神迎え—	かぐら—かみむかえ—		安芸高田市美土里町	昭29.4.23			八百万(やおよろず)の神々を神楽殿に迎える舞で、直垂(ひたたれ)に面をつけない4人の舞人が、幣(へい)と鈴及び幣と扇子を持ち、神楽殿の四方で舞う古式豊かな儀式舞で、11月の祭りに奉納される。この舞は「四座の舞い」と言われるように、東西南北の四方、春夏秋冬の四季を表し、舞いも「道行」「歩み」「神舞」「八花」からなり、さらに、五行のうち木火金水の四つを配し祀る。土のみは中央におき、その上方に神灯を掲げて土の神(埴安神(はにやすがみ))をまつり、あわせて天神地祇(てんしんちぎ)を迎えるという、重要な意味をもつ神楽である。		
県	無形民俗文化財	神楽—剣舞—	かぐら—けんまい—		安芸高田市高宮町	昭29.4.23			所伝によると、江戸時代後期(18・19世紀)に石見国阿須那の神職齋藤氏から伝授されたという神楽で、毎年秋祭に氏神へ奉納される。この神楽は、四方の神、つまり東方の木の神(青色)である久々能智命(くくのちのみこと)、南方は火の神(赤色)の迦具土命(かぐつちのみこと)、西方は金の神(白色)の金山彦命(かなやまひこのみこと)、北方は水分神(黒色)であるミズハメの命の四神が相携えて舞い、中央の土公(どこう)神(黄色)である埴安(はにやす)命(一名天御中主命)をお迎えするという舞である。四神は剣を彩って悪魔払いを舞い、四方につるした天蓋をひいて中央神を迎えるのである。		
県	無形民俗文化財	神楽—鐘馗—	かぐら—しょうき—		安芸高田市高宮町	昭29.4.23			毎年10月29日の宵宮に舞われるこの神楽は、芸北地方の各神楽団が得意とする演目の一つで、梶矢神楽団の鐘馗(しょうき)はその精妙さで著名である。この舞は、中国の金馗(きんき)の故事に材をとり、わが国の神話に趣向をかえて、素戔鳴尊(すさのおのみこと)が虚耗(こ)と云う四百余の病魔の象徴を退治することを内容とし、右手に十束の剣、左手に病魔の正体を見破る茅の輪を持った素戔鳴尊と、鬼面で鬼棒を持った虚耗の争闘の場は勇壮華麗である。		
県	無形民俗文化財	神楽—入申、塩浄、魔払、荒神、八花、八幡—	かぐら—いれもうし、しおぎよめ、まはらい、こうじん、やつはな、はちまん—		庄原市高野町 庄原市比和町	昭34.1.29			所伝によるとこの神楽は出雲神楽を伝えたものと言われ、舞の形や音楽の調子、さらにこの神楽を「七座神事」と称していたのは、佐陀(さだ)神社の「七社神楽」とつながりをもつなどと言われるが、この七座の神楽はむしろ東城地方の荒神神楽の方に古さがあり、東城とのつながりが濃く思われる。神楽は7年及び13年の年番には盛大に行われるが、舞人がすべて神職であることは大きな特色で、舞は素朴古雅の趣があり、はやしも太鼓・笛・手拍子などに斎庭神楽の古型を伝えている。		
県	無形民俗文化財	豊松の神楽—荒神神楽、八ヶ社神楽、吉備神楽—	とよまつのかぐら—こうじんかぐら、はっかしやかぐら、まびかぐら—		神石郡神石高原町 神石郡神石高原町	昭34.7.15 平2.4.23 (名称変更、追加指定)			豊松村には古くから「八ヶ社神楽」と「荒神神楽」とあって、並び行われてきたことが分かる。「八ヶ社神楽」は、江戸時代の末ごろか明治時代の初めごろに備中神楽(吉備神楽)を将来して、毎年秋の例祭日に八ヶ社において、神職によって舞い継がれてきたものであり、荒神神楽は毎年春か秋に、苗において舞われて現在に及んでいるといえる。つまり神社においては八ヶ社神楽(吉備神楽)が氏子や参拝者のために舞われ、一般農家では苗において荒神神楽が行われて、村の人々の心の大きな支えとなつて、連続して今日に及んでいるといえる。この点は「豊松の神楽」が広島県の民俗芸能の文化財として、評価できるところである。なお「豊松の神楽」は、ほとんどが八ヶ社の神職によって舞われることも大きな特徴である。		
県	無形民俗文化財	ちんこんかん	ちんこんかん		三原市	昭34.10.30			一名「ちんこんかん」ともい、当て字で「竹根幹」とも記すが、この名称はおそらく楽器の音による命名と思われる。8月16日に大須賀神社(通称「牛神社」)へ奉納される踊りである。全身に赤い衣装と鬼面をつけ、小さな破魔弓をもった大鬼と、六尺棒を手にした小鬼、それに大太鼓打ち、小太鼓打ち、鉦(かね)打ち等数十名で、各農家の前で踊りつつ、牛神社へ進む。神社境内では一つの太鼓を2、3人で跳躍しながら打ち、鉦(かね)を打ちなどして踊る。かつては当地方に行われていた雨乞おどりを現在に伝えるものと考えられる。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	はねおどり	はねおどり		福山市沼隈町	昭34.10.30			はねおどりは「沼隈(ぬまくま)おどり」とも言われ、沼隈郡一円の氏神の夏祭に若連中によって奉納されて来たもので、時には雨乞いや虫送りにもおどられた。跳ね、打ち、おどる、勇壮活発なこのおどりは、水野勝成(みずのかつなり)が福山藩主として入封した時、若者の士気を奮い立たせるのによしとして、大いに奨励したと伝えられる。鬼と称するおどり手たちは、鬼がしらの音頭で大胴(大太鼓)、入れ鼓(こ)(小太鼓)、鉦(かね)などのほやしにあわせ、白地のゆかたにすぎかけ、白はち巻、黒の手甲(てこ)きやはん、わらじばきの姿でおどる。神社への道中は、「道行」「さんまいど」「せぐり打ち」「宮巡り」などの拍子に合わせておどり、社前では鬼頭を中心に円陣を作り、「はねおどり」「きょく打ち」などをおどる。		
県	無形民俗文化財	神楽—鈴合せ—	かぐら—すずあわせ—		三次市作木町	昭35.3.12			この舞いは「やよし」とも言われるが、八つの舞方を組み合わせているところから「八寄(やよせ)」が訛ったものである。烏帽子をかむった4人の舞人によるこの舞は、「一つの舞」は剣と鈴を持ち優雅に、「二の舞」はそれに跳躍を加えて華やかに舞う。「三の舞」は休止が多く静かに、「四の舞」「五の舞」はあるいは前後に飛び、あるいは円形に歩いて変化があり、「六の舞」は歌と舞が分離し、「七の舞」は採物を杖にして、それを両手に持ち種々の形をつくり、その上を飛んだりぐつたりする。「八の舞」は早い調子の舞であるが、採物は再び剣と鈴になり締めくくりになる。		
県	無形民俗文化財	神儀	じんぎ		神石郡神石高原町	昭35.3.12			亀鶴山八幡神社の秋祭りである10月10・11日に、各地区から奉納される神事で、一組20名余、数組百数十人がはやし踊り歩き行列は、大幣(だへい)・獅子舞・羽熊・猿田彦(さるだひこ)などを先頭に紅白の大幟を押し立て、大胴20、鉦(かね)40ぐらいをそろえて、「馬場掛り」「宮回り」「曲舞」「神降し」などの曲を奏しながら進む。友禪の着に押絵模様のよよいをつけ、頭に尾長どりの羽毛で作ったしゃくまをかぶった大胴打ちが、老杉の木立に飛び交い、入れ代り、はやし踊るさまは美しく、鉦や大胴の音は広い社叢にいいんとこだまする。		
県	無形民俗文化財	二上りおどり	にあがりおどり		福山市	昭36.4.18			福山城下の夏の風物詩として今日に伝えられる盆おどりで、江戸時代末期(19世紀前半)に江戸詰の福山藩士によって伝えられたものと思われる。名称は三味線の曲節から出たと思われ、地方(ちかた)の三味線の二上り、胡弓の三下り、尺八の合奏にのせて、男女とも浴衣の裾をからげ、白足袋にぞうりをはき、男子は鉢巻、女子は手拭で頭部を包んで踊る。手に持った割り竹を鳴らしながら「地方」(ちかた)の演奏に調子をあわせながら踊るこのおどりは、邦楽の正しい格調をふんだ洗練されたおどりで、みずから踊って楽しむおどりでもある。		
県	無形民俗文化財	花笠おどり	はながさおどり		山県郡北広島町	昭36.4.18			起源は北広島町新庄に残る南条踊りと同じであるが、確証はない。豊年の見通しのついた年の旧暦8月15日に、旧本地村一円で行われるが、歌頭を先頭に太鼓・鉦(かね)・笛・おどり子二、三十名が行列を作って道行し、神社や寺院の境内でおどる。踊り子は、男子であるが、深い緋笠とバシヤと称する布で面態をかくし、そろいのゆかた、女帯に赤いしごき、白の手甲、白足袋に雪駄という女装である。花で飾り、長いしびを八方にたらし、みごとな大花笠をつけたおどり子が、緩調子でゆるやかに動くさまは万華鏡のように美しい。		
県	無形民俗文化財	福生神社ぎおん祭のおどり	いなりじんじやぎおんまつりのおどり		三原市久井町	昭36.4.18			久井町内の旧8か村が合同して、毎年7月、八重垣神社の例祭日に奉納させるものである。行事は武士行列・杖使い・おどり・獅子舞等の約140人からなり、大永4年(1524)、江木高根城主山名氏がこの神社に参詣したとき、領民が奉納したこと由来するという。杖使いは雨乞い・虫送りのおどりで、子どもたち約40人が頭にシャグマをつけ、色紙をかざった竹棒を手にして円陣を作り、太鼓・鉦(かね)・ほら貝に合わせて「トンカラ」と「チャンカ」の二種の踊りをおどる。踊り子は風流笠をかぶり、小鼓をたたきながら、道びき、いさご、つばね、花のおどり、宮島、なぞかけ、龍王、船節、引きあげなどの九種を大太鼓・鉦・ほら貝に合わせておどる。獅子舞には、ひょうきんじいしが伴い、ひょっとこ面をかぶり、ささらと陽物を持ってもどき役をなす。旧6月望(もち)の日を中心に行われ、御霊会(ごりょうえ)の信仰にもなった踊りで古い形式を残すものと思われる。		
県	無形民俗文化財	火の山おどり	ひのやまおどり		山県郡北広島町	昭37.3.29			おどりの起源は、天正年間(1573~1591)の火の山城主吉川元春(きつかわもとはる)の伯耆羽衣石(ほうきうえい)城攻めに関係づけられているが、確証はない。一名太鼓おどともいい、新旧の盆の14日・15日の夜おどられる燈籠踊りである。また、慶事のときに行われるため、ほめことばなどが付けられ修飾されたらもある。中央に大庭笠を立てたおどり場で、庭入り・庭ほめ・太鼓おどりの順で行われる。造花で飾った小笠をつけたおどり手の間に、直径六尺もある笠が立ち、その間にあんとんをとほした大笠がまじり、「ざめき」「もろびょうし」「片びょうし」「からびょうし」「はしり」などの歌詞を歌いながらおどられるが、その姿や火の動きはひとしお美しい。		
県	無形民俗文化財	神楽—五龍王—	かぐら—ごりゅうおう—		広島市佐伯区湯来町	昭38.4.27			地元では、かつて「川井の舞」と称していたという、この神楽は、秋祭りの氏神の水内八幡神社や和田郷一帯の神社で舞われる。五龍王は、他の地方で王子神楽とか五行祭とか言われている舞で、五人の龍王が遺産配分について四と一に分かれて争い(皇子道行)激しい戦いののち(ハッ花・白湯・五刀)あい和解する(皇子合戦)という一連の長い神楽である。		
県	無形民俗文化財	湯立神楽	ゆたてかぐら		山県郡安芸太田町	昭38.11.4			江戸時代中期(18世紀)以来、湯立神楽と称し、境内で湯立神事を行った後、社殿の中で舞われて来た。例大祭の祓行事である湯立神事に、夜神楽の中から石見矢上系の神降しの舞と剣舞とを付随させたものと思われる。畳2枚の狭い場所で袴衣をつけた3人の舞人が、幣(へい)と鈴又は剣を手にしてあたかも湯がしだいに沸き立ってくるかのように、序・破・急をもって舞う。その技術はすこぶる巧妙である。この神楽の奉納には安芸地方有数の鉄山経営者佐々木氏が大いに関与したもののらしく、宝暦11年(1761)同家の寄進路ある湯立釜などが所蔵されている。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	神楽	かぐら		広島市安佐南区	昭40.10.29			秋の祭りに阿刀明神へ奉納されるこの神楽は、瀬戸田をはじめ瀬戸内海沿岸の呉地方や旧安佐郡に見られる十二神祇系の神楽であるが、言立の発声法や太鼓の打ち方、舞い方に他とは異なるものがあり、他系統の技術が入っているものと思われる。 十二の演目は技術的にもすぐれているだけでなく、よく古風を伝え、「鼓の口開け」「湯立舞」「操掃き(すずはき)」「神降り」等に見られる。最後に舞われる「將軍」は、託宣を行う形式をとどめる珍しいものである。		
県	無形民俗文化財	御調八幡宮の花おどり	みつきはちまんぐうのはなおどり		三原市八幡町	昭40.10.29			三原市八幡町御調八幡宮の祭礼日に、5地区が交代で奉納する踊りである。道中払いの鬼を先頭にして武者行列を組み、道中を囃して神社にいたり、おどり子は円形となって、大太鼓、小太鼓、笛、手打鉦(てうちがね)の調子によっておどり、これに獅子舞がからむ。 久井町「福生神社おん祭のおどり」と同種のもので、同じように歴史も古い。もとは「ぎおん祭のおどり」と同様に「雨乞おどり」であったのを、桜花の多いこの地域民一同のレクリエーションとし、同時に名称も「花おどり」と改めたものであろう。 地域住民のほとんどが参加する大規模なおどりである。		
県	無形民俗文化財	太鼓おどり	たいこおどり		尾道市吉和町	昭40.10.29			隔年の旧7月18日に行うおどりで、吉和から出発して浄土寺にいたり、本堂前でおどる。浄土寺との関係はたまたま病魔退散のため、感謝奉納したのが因縁となったものであろう。 百数十名の大行列で、大幸領以下、太鼓方、小太鼓方、鉦(かね)方、その他御船方、船唄、狂言の各役に分かれているが、太鼓と小太鼓が中心となるためこの名がある。 勇壮活発なおどりであるため、足利尊氏(あしかがたかうじ)の水軍に加わって戦功があった吉和の漁民が、戦勝祝いにおどたと伝えられているが、確証はない。恐らく元来は念仏おどりであろう。享保3年(1718)の記事や嘉永3年(1850)の古図によってその歴史の古いことが分かる。		
県	無形民俗文化財	みあがりおどり	みあがりおどり		尾道市御調町	昭41.4.28			豊年の予測される旧暦7月17日に、高御調八幡神社に奉納されるおどりで、大太鼓と鉦(かね)のはやしにあわせて踊る。この踊りは古くは「高御調八幡奉納おどり」と言われており、「みあがり」の語源は足利尊氏と結びつけた「都あがり」より、むしろ氏神への踊りを奉納するための「宮あがり」と思われ、古くから御調川沿いの各集落に伝えられ、農民の生活に密着したおどりである。おどり方、衣装、はやし方などから見て、豊年おどり、雨乞おどりなどの二・三の風流おどりをあわせたものと思われる。		
県	無形民俗文化財	神事 —渡り拍子・宮座・御湯立神事・やぶさめ神事—	しんじ—わたりびょうし・みやざ・ゆたてしんじ・やぶさめしんじ—		神石郡神石高原町	昭41.4.28			神石郡豊松村鶴岡八幡(つるかはちまん)は、近郷8か村の総鎮守であり、その祭りは郷一円の社家社中、いわゆる8か社社中によって執行されて来た。例年10月、秋祭りの前夜に、郷内の神々を迎えて舞殿で行われるこの神戯(ごうご)の行事は、神と民衆とが神楽を中心に楽しみあうものであって、今でもその古い習俗をよく伝えている。 渡り拍子は、豊松村の鶴岡八幡神社に、上豊松と下豊松の氏子が合体して奉納する行事で、太鼓おどりと神輿供奉からなる。宮座は直会(なおらい)の神事で、神職と氏子の祝宴である。湯立神事は宮座が進行している際に神域で行われる神事で、湯を沸かし、その湯で祓いをする。やぶさめ神事は氏子の奉納行事で、上下豊松が馬で勝敗を競い、年占いをするものである。		
県	無形民俗文化財	供養田植	くようたうえ		神石郡神石高原町	昭41.12.8			供養田植は、俗に「大仙供養田植」とも言われるように、伯耆の大山さんをお迎えして、牛馬の供養と五穀豊稔を祈願する大がかりな田植である。 田植当日は、代掻き牛と早乙女などが花宿へ集まることに始まり、花田へは牛を先頭に、お迎えした「大山さん」をお羽車にのせ、早乙女達の手おどりが続く。牛は供養棚の下をくぐりながら、仏の加護、神の清めを受けて代を掻き、大太鼓を肩から吊ったサゲの上唄にあわせ、早乙女は下唄を歌いつつ、苗を植えてゆくのである。囃しには、本調子・半・小半・四半ガケ・片オロシ等の調子がある。		
県	無形民俗文化財	太鼓おどり	たいこおどり		山県郡安芸太田町	昭43.1.12			この踊りは、旧暦7月に田の畔で害虫駆除・五穀豊稔を祈っておどった虫送り行事が原型であると言われるが、かつて、山県郡一円で行われていた太鼓おどりと一連のものであったと考えられ、県内の太鼓踊り中でも最もすぐれた歌詞を多く伝承している。それに家ほめ庭ほめの意味が加えられ、祝賀のおどりになったと思われる。 この踊りについて、江戸時代後半の文化年間(1804～1817年)・安政年間(1854～1859年)の年号を記した歌本を伝えている。現在は太鼓・手打鉦(てうちがね)・横笛のはやしにつれて、花笠をかぶり、ゆたにたすきがけ、手甲に小太鼓をつけた男女・子どもの踊り子数十人によって踊られるが、古くは踊り子等すべてが成人男子であった。		
県	無形民俗文化財	名荷神楽	みよががくら		尾道市瀬戸田町	昭43.4.27			名荷神楽は、もとは荒神舞と称して、明治初年までは4年に一度の託宣を伴い荒神社の式年の神楽であった。ところが明治5年(1872)、太政官符により神職が託宣行事に関与することを禁じられたため、神楽から託宣を除き、民間の人々によって十二神祇系神楽として今日まで伝承されてきたものである。 演目のうち、「悪魔祓い」「三宝荒神宮縄」「剣舞」「王子」はよく古形を伝えており、なかでも「三宝荒神宮縄」は、赤白の紙を着せた人形に神酒を注ぎ、その色のにじみ方で神意をうかがうもので託宣神事の一部を伝えるものと思われる。		
県	無形民俗文化財	神楽—五行祭—	かぐら—ごぎょうさい—		東広島市豊栄町	昭44.4.28			五行祭は、陰陽五行説を基底として組み立てられた祭文語り形式の神楽である。五行神楽は、広く国内に分布しているものであるが、備後地方に伝来するものの中には、語りを主とし舞を従とする古風なものが見られ、この神楽はその代表的なものである。 手に扇をもって正座し、5・6時間をかけ長文の祭文を語ることによって、四季変遷の法則、人倫道德のあり方を神楽に仮託して人々に教え知らせることが五行祭の主目的であり、また、神楽本来の最終の目的であったようである。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	小味の花おどり	こみのはなおどり		尾道市原田町	昭45.1.30			この踊りは、行基の開基と伝える摩訶衍寺(まかえんじ)の秘仏十一面観音が、33年ごとに開帳される時奉納される踊りである。この花おどりは、花をつけた笠をかむった数十人の踊り子が、かん鼓、鉦(かね)、笛にあわせて踊るものであるが、かつて花笠につける花は、上組は牡丹、下組は桜、小味組は菊と、組によって異なっていたという。踊りは数多いが、そのなかで「糸屋踊」は太鼓20張を主体にした摩訶衍寺の法要に際して演ぜられるもの、「雨乞踊」は、寺の上方の竜王を祀った台地で踊られるもので、雨乞のおどりとそのおれおどりである。		
県	無形民俗文化財	供養田植	くようたうえ		庄原市比和町	昭46.4.30			供養田植は、大山信仰圏内に行われる信仰と音楽と労働を要素とする大がかりな神仏混淆の儀式田植である。比和の供養田植の特色は、神降ろしの歌曲としての「大拍子」を伝承していることである。備後系で行われる楽器の太鼓は、すべて鼓面を上から打つのであるが、大拍子の歌曲が残っている比和・高野地方では、儀式田植に限って上から打つ太鼓を使用せず、安芸系の腰鼓を用いている。このことは、かつて備後・備中・伯耆地方でも腰鼓を使用していたが、仕事田植の進捗を促すため、おそらく明治期前後に今日見るような上下に打つ太鼓にか変わったものと思われる。		
県	無形民俗文化財	はねおどり	はねおどり		福山市田尻町	昭46.4.30			はねおどりは、江戸時代、備後福山領内の農村に存在していた雨乞おどり、及び礼おどりである。おどりの内容は、沼隈町山南のはねおどりとほとんど同じであるが、山南のはねおどりに欠けている「鬼太鼓」「鬼の折願」「鬼おどり」などを含んでいる。また、はねおどりの古い形式は、香茶山の「御問状答書」の記事や山口素綱、吉田東里、藤井松林等の近世画家の筆になる「はねおどりの図」、さらには福山領内の古窯「洞山焼」に染めつけられた図柄などによってその大体をうかがうことができるが、田尻のはねおどりは服装、音曲等の点において古形に近いものを伝えている。		
県	無形民俗文化財	神楽	かぐら		尾道市御調町	昭46.12.23			この神楽は、「千草舞」「悪魔払」「三恵比須」「折敷舞」などの舞によって構成されており、畳2枚の広さの中で舞う備中神楽の古型を多分に残している。その中で「折敷舞」というのは、神の猷顔に用いる折敷を採物とした舞で、もとは神舞・剣舞・夷舞(ござまい)などと同じく、神楽の最初に舞われる儀式舞の一つであったが、明治初年にこの舞に趣向が加えられ、折敷のかわりに盆や刀身を持ち、それに多数の盆をのせて舞う舞となった。なお、「三恵比須」などの狂言舞は古風な笑いを伝承しているものである。		
県	無形民俗文化財	弓神楽	ゆみかぐら		府中市上下町	昭46.12.23			揺輪の上においた弓の弦を打ちながら、祭文をとねえ土公(どこう)神を祭り、五穀豊饒と家内安全を祈る神楽である。最初の弓初めの簡単な行事と、最後の放ち矢の行事とのほかに、正座して祭文を唱えるもので、他地方で演ぜられる公的な神楽ではなく、招かれた農家で、神官が唱誦する私的な神楽である。祭文は、「土公祭」祭文を主としてえんえんと唱えられるが、託宣を聞くことを目的としているため、終りにおかぐら祭文を置いている。家内につらえた小型の幣(はい)をたてた祭場の櫛飾りは古風であり、部屋に吊るす切り飾りも巧妙である。また、弓を用いる点に原始信仰の痕跡をどとめ、祭文の唱えられる調子も古調である。		
県	無形民俗文化財	神殿入り—神殿入り、神楽、夜の御幸—	こうどなり—こうどなり・かぐら・よるのみゆき—		世羅郡世羅町	昭48.12.18			これは世羅西町上津田の稲生神社の神事で、10月9日の夕刻から翌10日の早朝にかけて行われる祭典である。氏子である旧9ヶ村の人々が豊作を感謝して神霊の移御された大灯明を神社へ奉還し、神社では松明を点し神楽を奉納し、御輿を担いで神社と御旅所を往復する。規模も大きく歴史的にも縁起は古く、同種の祭典で古形を伝えるのは、この地の祭のみである。「神殿入り」はよごろ以下六つの行事から成っているが、最も庄巻は大灯明を神社に奉還する行事である。大灯明は多くの灯明を一本の竿につけたもので、灯明の形によって、七灯・舟後光・五重塔・奉宇その他がある。これらが漆黒の闇の中に浮かんで移動してくる様は奇観というべく、火の祭典の名にふさわしい。		
県	無形民俗文化財	本郷のはやし田	ほんごうのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大なることを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えられている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のを豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ぶし」、桑田には「桑田ぶし」、というこの地方でうたいだされた比較的緩調子の歌を残している。		
県	無形民俗文化財	生田のはやし田	いけだのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大なることを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えられている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のを豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ぶし」、桑田には「桑田ぶし」、というこの地方でうたいだされた比較的緩調子の歌を残している。		
県	無形民俗文化財	桑田のはやし田	くわたのはやしだ		安芸高田市美土里町	昭48.12.18			はやし田は、太陽を父とし水の精を母とする田の神「サンバイ」をお迎えして、その加護によって無事田植が終了し、かつまた、秋の収穫の大なることを願う神事であるが、美土里町のはやし田はその意味をもって現在に伝えられている。三つのはやし田(本郷のはやし田、生田のはやし田、桑田のはやし田)とも山県郡に残る安芸系のはやし田とよく似ているが、田植歌は本郷のはやし田は種類が多く、安芸系のを豊富に伝承するほか石見系をも包含しており、生田には「生田ぶし」、桑田には「桑田ぶし」、というこの地方でうたいだされた比較的緩調子の歌を残している。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	説経源氏節	せつきょうげんじぶし		廿日市市原	昭50.4.8			<p>説経源氏節は、天保年間(1830～1843年)末頃、名古屋の岡本美根大夫によって創始され、新内の優艶な語り口と、説経節の哀切な曲節をあわせた音曲で、明治中頃には関西から中国筋にかけておおいに広まったが、今日では発祥地の名古屋のほか、この眺楽座がこの音曲を伝えるのみである。</p> <p>当地には明治20年(1887)頃伝わり、人形浄瑠璃芝居などをまねて、舞台装置と人形を製作し、所作を考案するなど鑑賞芸能の音曲として発展し、今日に至っている。上演可能な曲目は「朝顔日記」「阿古屋」など三十数曲をかぞえ、章段の数は百以上にのぼっている。</p>		
県	無形民俗文化財	本郷神楽	ほんごうかぐら		福山市本郷町	昭51.6.29			<p>横町荒神社の式年である丑歳と未歳の例祭日に奉納される神楽で、備後地方に伝わる荒神神楽の一つである。幕末の学者菅茶山の「御問答書」にもこの神楽のことが記載されている。</p> <p>15ある演目のうち「場払い」「神迎え」「神降り」「剣舞」は、儀式舞の伝統を伝え古雅であり、「四本舞」「王子」は問答形式を主とする神楽で、王子神楽の神髓を伝えており、他の演目も比較的古型を伝えている。</p>		
県	無形民俗文化財	ひんよう踊	ひんようおどり		福山市本郷町	昭51.6.29			<p>旧暦9月17日、二宮神社に奉納される踊りである。江戸時代には「花踊」と称し、豊作感謝の踊りとして、旧沼隈郡北西部を中心とする農村で踊られていたようであるが、現在は、はやし言葉に語源をもつと思われる「ひんよう踊」といわれ、この地のほか数ヶ所に伝わるのみである。</p> <p>踊りは、長く白い袖をつけた着物に袴姿、それに禁天(ほんてん)を持った男たちを中心に、着物に紅襷(べにたすき)をかけ、キリコと呼ばれる花を飾った多角形の燈籠を両手に持った女が外側を囲み、緩調子の歌詞にあわせて踊る。比較的動作の単純な素朴な踊りである。</p>		
県	無形民俗文化財	矢野の神儀	やののしんぎ		府中市上下町	昭51.6.29			<p>この神儀は、古くから甲奴郡甲奴町小童(ひち)の須佐神社(祇園社)の大祭の神輿渡御式に供御先駆する風流(ふうりゅう)である。</p> <p>矢野は現在須佐神社の氏子ではないが、古くから小童祇園社の勧請神話にも由縁をもち、今も大祭時の御輿清めには矢野の聖水が汲まれる。</p> <p>神儀には昔からの定めどおり、矢野一円の住民が一戸のもれなく参加し、大太鼓・小太鼓・笛・鉦(かね)・ほら貝の音にのせて、唐うちわ・槍をうちたて、屋形をかつくなどして、小童の祇園社へくり出すのである。屋形(山とも言う)は歴史・伝説・昔話の人物に立ってて台上に飾ったもので、4人がかりで担かれる。</p>		
県	無形民俗文化財	備後府中荒神神楽	びんごふちゅうこうじんかぐら		府中市 福山市新市町	昭52.9.14			<p>この地方の荒神神楽は、府中市近在の社家に伝承されてきたものを、明治初年に若連中が神楽人として伝授し、現在に至ったもので、7年目毎の年番神楽として一応の体裁を備えている。</p> <p>この神楽の中心をなす演目は、荒神社の式年神楽において行われるもので、多くは一種の秘伝として取り扱われている。その曲目は、手草舞、剣舞、折敷舞、悪魔祓、造花、龍神舞、布乃舞、焼石神事の9曲である。焼石神事は、尺四、五寸大の河原石を斎火で焼き、神酒と塩を注いだのち、両手で持ちあげ台座の石に打ち当て、その砕けた石片の大小により神意を占うというものである。</p>		
県	無形民俗文化財	生田の花笠おどり	いけだのはながさおどり		安芸高田市美土里町	昭52.9.14			<p>この踊りは「生田八庭之踊」とも言い、「ナンジヨ五庭、大踊三庭」からなっている。また、「ナンジヨ・大踊柳之下八女踊」「具足及び富士ノ巻狩八男踊」である。踊り子は本来男子のみが女装に花笠をつけて踊り、歌詞に共通したものがあることなどから、大朝の南条おどりなどと関係をもつ、虫送りや豊年祝いの踊りであったものが、いつの頃から孟蘭盆に西勝寺境内で踊られるようになったものであろう。この踊りの特色は、女装の踊り子が花笠の上部に昼間は造花の飾り、夜は燈籠をつけて踊るところにあり、道行・門びらき・庭借り口上のあと、音頭をはやしにあわせ、加納若・博多の町・十七八・孫一買人・柳の下の順で踊られる。踊りは、大きな花笠を頭につけるためきわめて緩やかである。</p>		
県	無形民俗文化財	神弓祭	しんきゅうさい		庄原市西城町	昭54.3.26			<p>この神弓祭は古くは弓神事式とか鳴弦神事式とも言われ、俗称では「弓をふせてもらう」とも言っている。古来、奴可郡のうち八幡・小奴可・西城・美古登・八鉢の5地区に伝承されていたが、現在は西城町(旧西城・美古登・八鉢)のみである。</p> <p>祭場は、当屋の奥の間に神殿を設け、注連飾り(しめかざり)をし、千道を引き祭壇の中央に斗拵を据えて神座とし、神饌を供えて道幣(けんべい)などを飾りその前方の揺籠に弓を結んで弓座とする。弓座の後方に太鼓・笛・手拍子の諸役が坐り齋主は二本の打竹で弓を打ち鳴らしながら祭文を奏上、楽座の者は神歌を斉唱して奏楽する。</p> <p>弓の弦を打ち鳴らして祭文を語り、神楽歌を歌って奏楽する民俗芸能は、古くは備後一國で行われていたものであるが、現在は上下町井永の弓神楽と西城地区の神弓祭に残るのみで貴重である。</p>		
県	無形民俗文化財	木ノ庄の鉦太鼓おどり	きのしょうのかねたいこおどり		尾道市木ノ庄町	昭54.3.26			<p>この「おどり」は、大太鼓・大鉦(おおがね)・笛・カッソ等を囃しつつ、木ノ庄市原の幣高八幡神社の秋祭に奉納するおどりである。本来は、豊作の予測される歳の夏に五穀豊饒を感謝して八幡神社に奉納する行事であったと思われるのが、ち夏の虫送り行事ともなり、更には早天続きの際の雨乞いおどりともなり、はては盆ごろに行われるところから、地元に関係の深田城主杉原氏の慰霊おどりという意味も加えられた。</p>		
県	無形民俗文化財	川角山八幡神楽	かわすみやまはちまんかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			<p>毎年10月1日に川角山八幡神社に奉納される神楽である。</p> <p>本神楽の起源は明らかではないが、川角山八幡神社に蔵される同神社神事を記した文書の中に、元禄6年(1693)初代神官三上宮内俱仲が生家石州邑智郡羽須美村上田から分家来村する際、「八注連」なる神事を将来したことが記されており、その中にすでに「神楽舞子」なる語がある。おそらくその神楽は、三上家の指導する阿須那神楽であったと思われる。更に現在の神楽の演目・囃子・詞章(科白)等から見て、本神楽は阿須那神楽直系の最も古い型をほとんどそのまま伝承しているものと考えられる。</p>		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	西尾山八幡神楽	にしおやまはちまなかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			毎年9月に西尾山八幡神社に奉納される神楽である。 文政2年(1819)4月に安芸高田市北村(現美土里町北)から提出された「国郡志御用二付下志ら遍書出帖」に当社祭礼の前夜「村内少社者にて異形の鬼面被舞申候」とあり、その「舞申候」の「舞」はおそらく現在の神楽に当たるものであろう。 八幡神社の当時の神官は、三上志摩なる人物であるところからこの神楽は三上家の指導する阿須那神楽を伝えるものと思われるが、これを別項生田の「川角田八幡神楽」にくらべると、演目名は同一であっても、演技の型・囃子の調子・詞章の内容等の点において異なることが多い。こういう観点から、同じく阿須那系神楽でも本神楽には新しい改革の手が多分に加えられた、いわば阿須那の別型とも称すべき神楽であると言える。		
県	無形民俗文化財	津間八幡神楽	つまはちまなかぐら		安芸高田市美土里町	昭54.3.26			毎年11月2日の夜に神幸神社(津間宮八幡神社)へ奉納される神楽である。文政2年(1819)に本村(美土里町本郷)から提出された「国郡志御用二付下しらべ書記」には、八幡神社の例祭日にあたる8月14・15日および9月初中後の9日に社前において始まる「御湯立の神事」に続いて、神楽が舞われる旨が記されているが、本神楽はその神楽の系統を伝えるものであろう。「願の口」「神卸し」「神迎え」などの神事舞およびそれに続く「岩戸」「八幡」等の能舞の演目順序から見て、典型的な阿須那系神楽であることは明らかである。しかし、それらの演目の演技の型や囃子や詞章などは、古型を伝える生田の川角山神楽よりは、むしろ北の西尾山神楽に近く、しかも北の神楽に比して部分的に新しい要素が加えられている。		
県	無形民俗文化財	佐々部神楽	ささべかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月22日の夜、佐々部八幡神社へ奉納される神楽で、神楽団所有の明治13年(1880)の墨書がある「神楽台本」には、「神降し」以下19曲の演目の詞章が記載されていてそれらは村内の築地某が石州邑智郡上田村大宮司三上紀伊守真名井から教えられた旨が記されているから、本神楽は、石見神楽の阿須那系の正統を伝えるものと評価される。		
県	無形民俗文化財	羽佐竹神楽	はさたけかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月21日の夜に羽佐竹八幡神社へ奉納される神楽である。 本神楽の起源については、それを知るための資料とすべきものがない。しかし、演技可能な演目は全部で34種、このうちいわゆる新舞を除いてもなお22曲という多数の旧舞がある。 地元の所伝によれば、幕末のころ村民の垣内松太郎なる者が、石見国邑智郡阿須那の神職から神楽の伝授を受けたのが、この神楽の発祥であるという。これによって考えれば、本神楽は阿須那系神楽の大体を忠実に伝承しているとしてよい。		
県	無形民俗文化財	原田神楽	はらだかぐら		安芸高田市高宮町	昭54.3.26			毎年9月14日の夜に原田八幡神社に奉納される神楽である。 所伝によると本神楽は明治初年ころ原田村の木原某が川根の神楽を習得して、村内に広めたものという。幕末のころは石見神楽の全盛期で、高宮の者でこれを習う者が続出した。このうち山根からは坂口格太ら5名の者が、榎矢からは河内基右衛門ら数名の者が、石州邑智郡の神職齋藤氏についてそれを伝授されたが、それを伝えたものが現在の山根・榎矢神楽であるという。従って、以上の所伝を信じれば、本神楽は邑智神楽の系統をひくものということができる。		
県	無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり	むくのうらのほうらくおどり		尾道市因島椋浦町	昭56.4.17			尾道市因島の椋浦町金蔵寺に勢揃いした「法楽おどり」の一回は、午後4時ごろ、一本の幡(ばん)を先頭として、町内の良(うしとら)神社に向かって行進する。この時刻は、最後に汐の引いた海岸でおどる時の汐加減のためである。 このおどりの起源は明らかでないが、地元の所伝によれば、中世ごろ因島を中心とした水軍が、出陣の時は椋浦で戦いの勝利と隊士の安全を祈り、帰陣の際は中庄で勝利を祝うとともに戦没者の追悼を行ったというが、その時の行事が「法楽おどり」の起源であるという。侍らしい軽装に太刀、早駆けの姿勢や跳ぶような動作、六字の名号に大幡などから、水軍に関係のあったことがうかがえる。		
県	無形民俗文化財	福田のししまい	ふくだのししまい		竹原市福田町	昭56.4.17			獅子はライオンをかたどったもので、その力によって邪悪魔をしりぞけるものと考えられた。もと中近東に発生したと伝えられるが、インド、中国に伝わるうち、いよいよその威力を定着させ、日本にはいつて邪神、仏敵を滅ぼすものとして、社寺に用いられた。 福田の獅子舞の発祥については諸説があるが、江戸時代の中ごろ(18世紀)、当地の漁民が幸崎の漁民とともに、四国の伊予地方で舞われていた一匹舞の獅子舞を習い覚えて帰ったのが最初であると言われる。しかし幸崎では獅子をなくして囃子だけを残しているのに対し、福田では獅子も囃子も今に伝えていっているところに、価値があると思う。		
県	無形民俗文化財	来女木神楽	くるめぎかぐら		安芸高田市高宮町	昭57.2.23			日吉神社で10月2日に、また来女木八幡神社では9月14日に奉納される神楽である。 高宮町の来女木神楽は、江戸時代末期(19世紀中頃)、双三郡木村伊賀和志の神官三上薩摩守猛雄によって伝授されたものと伝えられ、明治初期において、嘉永2年(1849)生まれの津山五兵衛外9人の舞子によって結成されたと言われ、以後今日の神楽団に引き継がれている。		
県	無形民俗文化財	中庄神楽	なかのしょうかぐら		尾道市因島中庄町	昭57.2.23			毎年4月15日と10月15日に中庄八幡神社に奉納される神楽である。本神楽団には「昭和3年5月上旬」に宮地左近春光の書写した「神楽台本」が保存されており、記述によれば安政7年(1860)のものだと推定される。本神楽団はこの台本に記載された演目をすべて上演でき、荒神神楽の古型を保っている点で貴重である。なお、本神楽と同じく「十二神祇」を称するものに、豊田郡瀬戸町の生口島名荷の荒神神楽がある。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	忠海の祇園祭みこし行事	ただのうみのぎおんまつりみこしぎょうじ		竹原市忠海町	昭59.11.19			祭礼行事の中心となるのがみこしで、奥守(こしもり)二十歳になった青年が選ばれる。地元では「こすさん」という。にひかれて町内を練り歩く際、新町、浜町、内堀、栄町など特定の場所で、みこしの「祇園まわし」が行われる。「祇園まわし」は、奥守たちが幸領の采配によって昇(か)く位置を目まぐるしく変え、みこしを上下左右に動かすので、みこしは横になったり縦に立ち上がったたりする。これは御祭神に退治された八岐大蛇を模したものである。「祇園まわし」は、広い道路はそれほどでもないが、狭い小路では屋根すれすれにまわされるが、そのまわし方は珍しく巧妙で、勇壮な夏祭にふさわしい。 神社の祭礼にみこしが出る所は県内に多数あるが、忠海町の祇園社のみこしのように勇壮な動きをするものは珍しい。何よりも町内全体が祭礼に参加し、その祭礼行事の主なもの古い記録のとおりに行われている点は、評価されてよい。		
県	無形民俗文化財	三上神楽	みかみかぐら		庄原市	昭60.3.14			三上神楽は、庄原市にある神楽で、広島県神社庁庄原支部に所属する22社の神職によって行われる。市内の神社39社ならびに口和町の神社2社の例祭日の前夜、または、7年、13年、33年の年番日に舞われるほか、臨時に豊年の感謝、畜産繁栄の祈願、社殿落成の祝慶の際にも舞われる。上演可能な演目は「打立」、「指紙」、「舞の一」(神迎え)、「魔駆」(魔払い)、「御座」等の儀式舞のほか、「御神」(神楽奉納の神社の御神祭に縁のある神楽)、「天の岩戸」、「荒神」(二神の天安河の誓約)、「四剣」(八つ花)「大山」、「八戸」等の能舞であるが、特に儀式舞を重んじているのが特徴である。囃子の調子にはサンヤ調子、清メ調子、手刀調子、姫調子、早調子、神楽調子、荒神調子等があるが、すべて十秒十二拍の緩やかな調子が基調であるのも、そのせいと思われる。		
県	無形民俗文化財	小原大元神楽	こばらおおともかぐら		山県郡北広島町	昭61.2.27			大元神楽は、もと出雲西南部から石見一円、さらに周防の玖珂郡にかけて、広く行われていた。神がかりの古態を存し、その点では備北の荒神神楽と双壁をなすものといえる。芸北町大字小原地区で、7年毎に行われる式年祭と称する鎮守祭の夜、この地の大歳神社で奉納される神楽に併せて行われる古式神楽である。小原地区住民達によって作られた、藁の太網を中心に行われる祭例儀式舞いの一種である。		
県	無形民俗文化財	坂原神楽	さかはらかぐら		山県郡安芸太田町	昭61.11.25			明治40年(1907)から43年(1910)にかけて、全国一斉に神社の合併が行われ、簡賀村においても村内の8社が1社に合祀された。それが現在梶原の簡賀神社である。その際坂原の大歳神社のみは社殿を梶原に向けただけで、合併を肯んぜなかったため、神具、記録の類は持ち去られたり散佚したりした。これがため神楽の発祥や沿革に関する事は十分明らかにし得ないが、旧舞の14曲を大休昔の型のままで伝承して、旧舞の南限の地となつては十分評価できる。また衣裳が昔のままの布製を用いている点も貴重である。		
県	無形民俗文化財	本郷獅子舞	ほんごうししまい		安芸高田市美土里町	平7.1.23			毎年7月10日に近い日曜日に、悪魔払いと虫送りの祈願を合わせて、神幸神社の舞殿と神社の氏子の家(当宿(とうや))で舞うものである。氏子は妻初穂を供え、獅子かぶりをしてもらい無病息災を祈る。この獅子舞はそれ自身で独立した芸能の形をとっている点が珍しく、また獅子の頭を烈しく打ちならす芸態の独自性や、歴史的な変遷がはっきりしている点などが貴重である。		
県	無形民俗文化財	能地春祭のふとんだんじり	のうじはるまつりのふとんだんじり		三原市幸崎町	平7.9.21			これは毎年3月の第三土曜日と翌日曜日に常磐神社の春祭に行われる。山をふとん状に飾っただんじりが町内を練り歩くものである。 このような「ふとんだんじり」は県中央部の沿岸部及び島嶼部に残っているが、能地のこれは江戸時代中期(18世紀)から伝承され、だんじりの神幸がしっかりと残っていること、間に獅子舞を伴った太鼓(獅子太鼓)が演奏されるなど、民俗芸能として古い姿を残しており、四国地方北部の沿岸地域との文化交流を知る上で貴重なものである。		
県	無形民俗文化財	備後田尻荒神神楽	びんごたじりこうじんかぐら		福山市田尻町	平8.3.18			これは、福山市田尻町本郷に所在する別所・勘定・良(うしろ)の三荒神社の境内に神殿を仮設して、4年ごとの荒神社の式年に当たる年(寅・午・戌)の晩秋に舞われる神楽である。 この保存会では、現在、「刺舞」「素盞鳴命(すさのおのみこと)」「皇子」など15の演目が伝承されている。備後田尻荒神神楽は、神歌が美しく、舞や衣裳に古型を伝え、備南地方の荒神神楽の諸特徴を確実に継承し、この地方の地域的特色を示す民俗芸能として貴重である。		
県	無形民俗文化財	堀八幡の流鏝馬	ほりはちまんのやぶさめ		山県郡安芸太田町	平9.5.19			流鏝馬は、射手が馬に乗り、走りながら鏝矢(かぶらや)を檜板の的に射当てる人馬一体の勇壮な行事である。伝承によれば、15世紀ごろには盛んに行われていたといわれ、文政2年(1819)の『国郡志御用二付下しらべ書出帖』からもそのにぎやかな祭礼の様子がうかがえる。 堀八幡神社の流鏝馬は、毎年秋の例祭日(今日では10月第1日曜日)に行われ、神前の儀から社庭掃着の儀までの7つの儀式で構成されている。こうした組織的な流鏝馬行事は、すでに県内ではこの地方でしか見られなくなっている。 また、この行事に使用される馬場はほぼ当初の位置で現在まで残されてきており、さらに八幡神社には流鏝馬がかつて使用した鞍や轡(くつわ)等の馬具、弓などの武器、陣羽織や陣笠などの装束も保存され、流鏝馬の行事を今に伝えている。		
県	無形民俗文化財	辻八幡の神殿入り	つじはちまんのこうどなり		三次市吉舎町	平9.5.19			この行事は、伝承によれば天明年間(1781～1789)、打ち続く凶作に「神だのみ」の一途で灯籠を献じて豊作を祈願したことに由来するといわれている。 今では、毎年10月12日の夕方から深夜にかけて行われ、辻地区の約100戸の氏子が各家から6～8個の点火した灯籠を笹竹につけたものをもち、組ごとに三々五々神社へ向かうものである。約千個の赤や緑の灯籠が参道を鮮やかに彩りながら一斉に獅子にのって丘の上の神社へと上がっていく。神社にたどりつくと、境内に入る前に神職のお払いを受け灯籠を神社に奉納してこの行事を終わる。 このような行事は馬洗川上流域に限られており、世羅西町の稲荷神社に伝わる「神殿入り」も昭和48年(1973)に県の無形民俗文化財に指定されている。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
県	無形民俗文化財	津田神楽	つたかぐら		廿日市市津田	平20.2.28			廿日市市西部に広がる佐伯高原に所在する神楽のひとつ。10月第2土曜日の夜、津田八幡神社のヨゴの行事で舞われる。 拝殿内に設けられた板敷の舞台上で、「荒平(あらひら)」などの12演目を舞う。 太田川中・下流域に分布する「安芸十二神祇神楽」の曲調、形式を有しているが、記紀神話に由来する内容が濃厚であり、神道の強い影響を受け、周防山代地方の神楽の特色もとどめている。 周辺地域の神楽の多様な要素を巧みに取り入れ、独自の神楽に集成しており、安芸西部地域の神楽の古い姿をよく表している。 旧佐伯郡佐伯町内で旧規をとどめる数少ない神楽である。		
県	無形民俗文化財	蔵王のはねおどり	ざおうのはねおどり		福山市蔵王町	平20.2.28			福山市内の広い範囲で伝えられている「はねおどり(胴鉦)」の一種である。 かつては雨乞い等でも踊られていたが、現在は蔵王八幡神社の秋季例大祭及び前夜祭で踊られている。 「進行」「宮巡り」「せぐり」「打ち込み」の4種類の曲調があり、鉦、諫鼓(かんこ)、大胴(おおど)の3種類の打楽器を用いて演奏する。 「せぐり」「打ち込み」では、踊り手は円陣を組み、楽器を奏でながら、名前の由来となった「はね」あがるような所作をまじえて踊る。「打ち込み」では、中囃も唄われる。 古記録から、江戸時代後期(19世紀前半)には、蔵王町周辺で同種のおどりが踊られていたことが明らかであり、隊形や所作も江戸時代後期の形態をよくとどめている。		
県	無形民俗文化財	原神楽	はらかぐら		廿日市市原	平24.1.26			太田川中・下流域に分布する「安芸十二神祇神楽(あきじゅうじんぎかぐら)」の一つで、10月第2日曜日の前夜、伊勢神社のヨゴの行事で舞われる。 舞殿を仮設する伝統や安芸十二神祇神楽の型を忠実に伝承し、加えて中世神楽の根幹を成す「湯たて」「所務分(しよむわけ)」「荒平(あらひら)」「天臺将軍(てんたいしょうぐん)」等を伝承している。 特に、神がかりを伴う「天臺将軍」は県内でわずか2例しか現存していない貴重な舞であり、この「天臺将軍」を伝承している点で、原神楽卓越した価値を有する。		
県	無形民俗文化財	三次鵜飼の民俗技術	みよしうかいのみんぞくぎじゅつ		三次市十日市親水公園馬洗川	H27.4.27			「鵜(う)匠(しょう)・舵子(かじこ)・鵜」三位一体の漁業として確立した三次鵜飼は、観光化されながらも伝統的な技術をおよそ400年にわたり伝えてきた。その技術は父子相伝で伝えられた。 鵜匠制度で保護されてきた長良川鵜飼などと異なり、三次鵜飼には多くの漁獲を得るため編み出された鵜飼技術の変遷過程が認められる。鵜船(うぶね)を改良し操業域を拡大させ、篝火(かがりび)を松明(たいまつ)から宇敷(おがら)へそしてカーバイトに替えて漁獲量を上げた。日本一長いとされる手縄(たなわ)で6~7羽の鵜を操る技術や、複数の操船法を開発したのも漁獲を上げるための工夫であった。鵜を飼育・訓練する技術にもそれが窺える。		関連施設: みよし風土記の丘ミュージアム(広島県立歴史民俗資料館) (0824-66-2881)
県	無形民俗文化財	熊野地域の筆製作技術	くまのちいきのふでせいざくぎじゅつ		安芸郡熊野町	R7.5.1			本無形民俗文化財は、熊野地域において広く伝承されてきた、穂首に用いる獣毛や、軸に用いる竹や木などの自然材を主たる原材料とし、手作業により実用の筆を製作する伝統的な技術である。 江戸時代末期に始まったと伝わる熊野地域の筆作りは、農閑期の副業や女性などの内職として根付き、近代以降は、学校教育の普及に伴う毛筆需要の高まりを背景に、生産量を飛躍的に拡大し、地域住民の主要な生業として発展してきた。 熊野地域の筆は、鹿皮や寸木などの手仕事の道具を使用し、火のし・毛揉み、寸切り、混毛、衣毛巻き、糸締め、くり込み、銘彫刻などの数多くの工程を経て、熟達した職人の手作業により製作される。高い品質を維持しながら大量生産を可能とするため、熊野地域では、多量の毛を効率よく混ぜ合わせる益混ぜの技法が発達したほか、問屋制家内工業のもと、工程ごとに分業で生産する方式が確立され、生産効率の向上が図られた。家庭や地域で幅広く技術が伝承された点や、主要な生産者として女性も参加している点にも地域的特色が認められる。 熊野町において伝統的な技術・技法及び原材料により製作される筆は、昭和50年に国の伝統的工芸品に指定された。現在、熊野筆伝統工芸士会が中心となり、認定制度による後継者育成や筆製作の実演などを通じて、伝統的な筆製作の技術を保存・継承するための取組が進められている。		関連施設: 筆の里工房 (082-855-3010)